

たしかな第三ステージを築くために

浅倉 むつ子

男女雇用機会均等法が制定されてから今年は20年目にあたる。いわば均等法の成人式の年だ。この間、働く女性たちによる平等への挑戦は、着実に歩を進めてきたといつてよいだろう。ときには期待を大きく裏切られることがあったにせよ、女性たちは実にねばり強く、裁判所に訴え、国際機関に訴え、企業社会を動かす、仲間を増やしてきた。法改正という着実な足跡を残すことにも貢献してきた。

もちろん、雇用平等をとりまく環境変化も追い風になった。育児休業が女性のみならず男性にも付与された時代から、男性労働者の働き方も見直さなければならぬという政策提言が出る現在に至るまで変化は、著しい。

均等法は、第二ステージで、女性のための福祉法から女性差別禁止法になった。もし近い将来にこの法が、男女差別禁止法になり、さらに間接性差別の禁止規定も盛り込まれるようになれば、「小さく産んで大きく育てる」という制定時の合言葉は、文字通り実現するかのようである。企業社会において男女労働者の人としての尊厳が保障されるようになれば、労働者の生活はより豊かになるのではないかと夢想もする。

しかし、最近の社会の風潮は、そのような夢に暗い影を投げかける。思想信条、国籍、社会的出身、性別などを理由とする差別意識、悪意、傲慢、暴力、威圧の傾向が、以前よりもっと強く日本社会全般を支配しているからである。

イラク人質事件をめぐる「自己責任論」は、日本中を暴力的な社会に変化させた。明らかな思想

信条に対する差別が、国民総出で行われた感がある。「ジェンダー・フリー」という「言葉」にかこつけて行われている男女混合名簿や性教育へのバッシング、ひいてはより包括的な男女共同参画政策に対する攻撃は、性差別に他ならない。

君が代を強制する教育委員会も、思想信条による差別をしている。公人によるヘイト・スピーチは、もはやほとんど放任されてしまっている。ネット社会がそれに拍車をかけているのだろう。人権擁護法案に国籍要件を導入すべきだというような議論がまことしやかに語られるところを見ると、日本はどこか異常な世界に突入しつつあるようにすら思われる。

このような動きに労働法は無縁なのだろうか。けっしてそうではない。雇用差別をより実効性をもって禁止・廃絶すべきだと論じるならば、研究者も、野党も、労働組合も、社会的差別そのものを容認し促進するような論戦には、きちんと応酬すべきだろう。私生活、名誉、信用などに対する差別行為の実態、歴史的現実、差別される者が被るさまざまな公私にわたる不利益の事実と、それら差別がもたらす重大な影響を認識して、雇用差別禁止法は論じられるべきだ。均等法が改正されても、女性嫌悪（ミソジニー）が蔓延している社会で、女性が生活し、働き続けることは、とてもできないのだから。

均等法の第三ステージを確実に築くためにも、雇用の外にも目を見開いてみようと思改めて決意している。

(あさくら・むつ子 早稲田大学大学院法務研究科教授)